明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（**経済産業**八四）　一

〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**八）　七
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（**総務**三八八）　三
○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**三八六）　三
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一七三）　三
○農薬を登録した件（**農林水産**一八一〇、一八一一）　三
○農薬を再登録した件（**同**一八一二）　三
○農薬の登録が失効した件（**同**一八一三）　三
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**同**一八一三）　三
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**九五）　三
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**同**九六）　三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、企業年金基金設立・清算結了・清算人退任関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、公示送達関係　三
会社その他　三
会社決算公告　三

省令

○経済産業省令第八十四号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十日

経済産業大臣　世耕　弘成

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中大韓民国の項に次のように加える。

十九　外国紋章

